



秋田県公報

目 次 ページ

調査結果公告
結果の公表(七).....1

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成20年3月18日

秋田県監査委員	金 谷 信 子
秋田県監査委員	こ だ ま 和 治
秋田県監査委員	大 地 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 FAX(0863)0005
 E-mail:natsubarara@natsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

平成 1 9 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

「加除式図書及び定期刊行物の購入、利用状況について」

平成 2 0 年 3 月

秋 田 県 監 査 委 員

目 次

第 I 監査の概要	1
1 行政監査のテーマ	1
2 監査の趣旨及び目的	1
3 監査の着眼点	1
4 監査対象機関と監査対象図書等	1
5 アンケート調査	2
6 監査の実施時期及び実施方法	2
第 II 加除式図書、定期刊行物の購入・利用状況	3
1 加除式図書	3
2 定期刊行物	7
3 庁内LANによる県例規の利用等に関する調査	10
第 III 監査結果	11
第 IV 要望事項	14

第 I 監査の概要

1 行政監査のテーマ

「加除式図書及び定期刊行物の購入、利用状況について」

2 監査の趣旨及び目的

県の各機関においては、多くの加除式図書（以下「図書」という。）や定期刊行物（以下「刊行物」という。）（以下これらを併せて「図書等」という。）を購入しているが、その部数や利用状況などについては、これまで全体的な把握が行われていなかった。

一方、近年の行政事務の I T 化に伴い、インターネットや庁内 L A N を活用した事務処理の効率化が図られてきた。特にネット上で得られる情報は多岐にわたるとともに、更新の頻度が高く印刷物より迅速に情報を入手できることも多い。

そこで、図書等の必要性や代替手段、共同利用の可能性などについて、経済性、有効性などの観点から地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した。

なお、監査に併せて庁内 L A N 利用による県例規の利用状況や文書検索の利便性向上の取り組み状況を把握するため、秋田県情報活用支援システム（以下「支援システム」という。）にリンクしている秋田県例規集（以下「電子版例規集」という。）や新文書管理システムについて調査を行うとともに、インターネットの利用等に関し、職員にアンケート調査を実施した。

注 1) 加除式図書

台本の内容が更新されると追録を購入し差し替えする出版物をいう。

注 2) 定期刊行物

新聞、月刊誌、週刊紙等定期的に発行されている出版物をいう。

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 図書等の購入を必要とする理由は明確か
- (2) 図書等の購読効果を把握しているか
- (3) 購入部数は適切か
- (4) 購入に関し本庁各部局内及び各地域振興局内で十分な調整が行われているか
- (5) 本庁各部局内や各地域振興局内の共同利用の状況はどうか
- (6) 代替手段としてのインターネットや庁内 L A N の利用状況はどうか
- (7) 図書の加除は、追録配本後速やかに行われているか
- (8) 上記着眼点をふまえた見直しを行っているか。

4 監査対象機関と監査対象図書等

(1) 監査対象機関

知事部局、教育庁、警察本部等のすべての機関（3 4 4 課所）を対象に調査票を送付して図書等の購入、利用状況について報告を求めた。

その中から業務の内容や購入額などを勘案し 4 1 課所を対象として監査を実施した。（知事部局 3 8 課所、教育庁 2 課、警察本部 1 課。購入額ベースでは全体の 4 8 . 4 % が対象）

(2) 監査対象図書等

県の各機関が平成18年度に購入した図書及び刊行物とし、研究目的で購入したもののや図書館等が公開を目的として購入したものを除いた。

5 アンケート調査

(1) 電子版例規集の利用状況について

(2) 国の「法令データ提供システム」の利用状況について

(3) 支援システムの利便性向上について

6 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

予備監査 平成19年12月6日から12月20日までの期間中に実施した。

監査 平成20年1月22日から1月28日までの期間中に実施した。

(2) 実施方法

監査は、対象機関から調書等の提出及び関係者の説明を求め実施した。

第Ⅱ 加除式図書、定期刊行物の購入・利用状況

第Ⅰの4（1）により全機関（344課所）からの回答を集計した結果は、次のとおりである。

1 加除式図書

（1）購入の状況

ア 購入部数と購入金額

全機関における購入部数は3,619部で金額は1億1,357万円であった。これを部局別に示すと表1のとおりである。

表1 部局別購入状況

部局別	部数	金額（円）	割合（％）
知事公室	58	4,995,817	4.4
総務企画部	338	11,259,357	9.9
学術国際部	103	2,119,102	1.9
健康福祉部	228	9,245,334	8.1
生活環境文化部	113	3,298,464	2.9
農林水産部	209	5,447,342	4.8
産業経済労働部	215	5,215,770	4.6
建設交通部	245	7,666,952	6.8
出納局	48	1,188,572	1.0
鹿角地域振興局	112	2,423,559	2.1
北秋田地域振興局	319	7,513,476	6.6
山本地域振興局	195	8,520,011	7.5
秋田地域振興局	193	5,874,597	5.2
由利地域振興局	187	5,855,438	5.2
仙北地域振興局	156	5,477,396	4.8
平鹿地域振興局	205	7,844,936	6.9
雄勝地域振興局	95	3,206,597	2.8
議会事務局	0	0	-
人事委員会事務局	37	1,171,603	1.0
監査委員事務局	22	1,099,547	1.0
労働委員会事務局	18	557,900	0.5
教育庁（県立学校含む）	377	6,655,379	5.9
警察本部（警察署含む）	146	6,932,107	6.1
合計	3,619	113,569,256	100

注1）部数は図書1種類で2部購入している場合は2部とし、延べ数である。

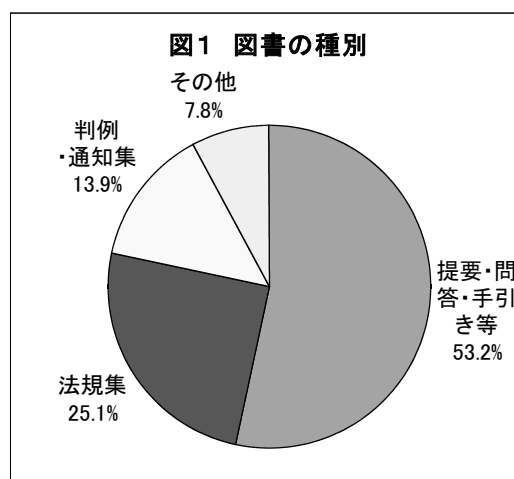
注2）割合は購入額合計に占める各部局の割合で、金額ベースである。

注3）議会事務局は議会図書室に配置する図書のみを購入している。

イ 図書の種別と複数購入の割合

図書を種別で分類すると、図1のとおり提要・問答・手引き等が最も多く全体の53.2%を占めている。

なお、同一図書を複数部購入している場合のその部数の割合は1.9%であった。



注）割合は部数ベースである。

ウ 購入の多い図書

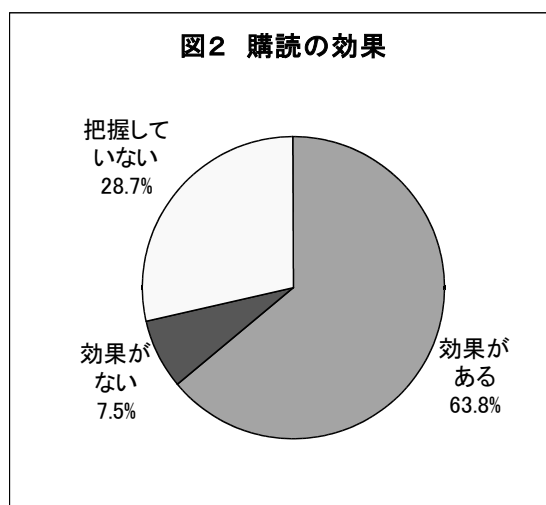
多くの課所で購入されている図書（上位3種類）は表2のとおりで、秋田県例規集が最も多く、103課所が購入している。

表2 購入の多い図書

購入図書の名称	購入課所数	割合(%)
秋田県例規集	103	29.9
地方財務実務提要	85	24.7
秋田県教育関係通知集	65	18.9

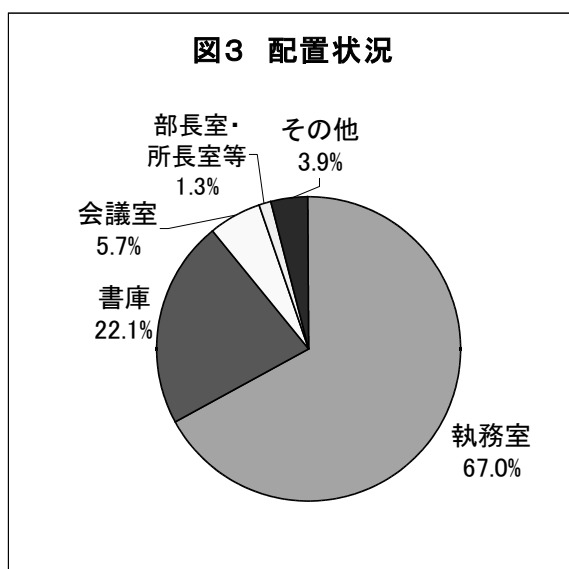
注) 割合は当該図書を購入した課所数の調査対象全課所数に占める割合である。

(2) 購読の効果

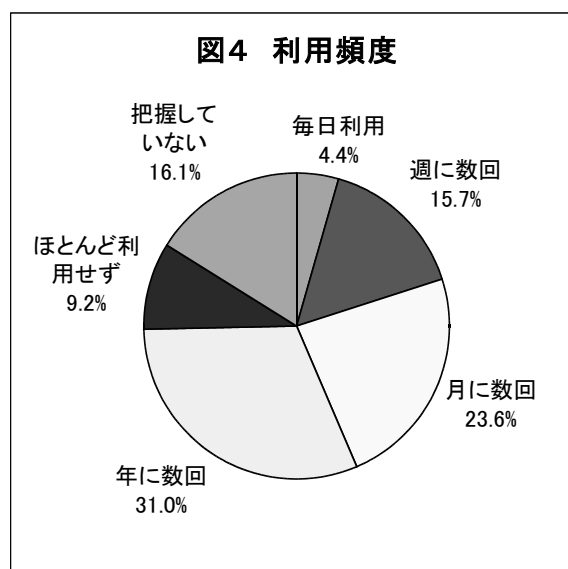


(3) 利用状況について

ア 配置状況



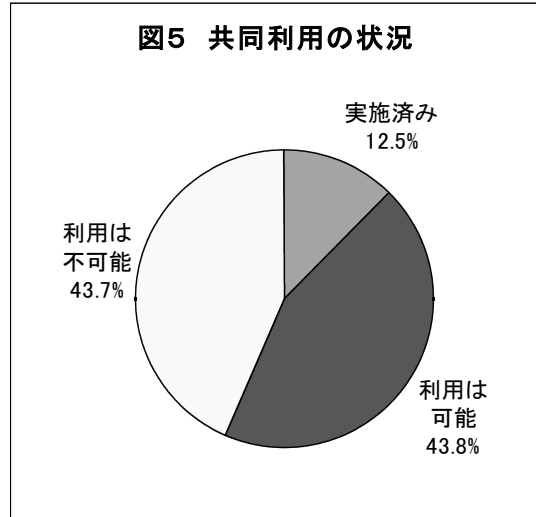
イ 利用頻度



ウ 共同利用の状況

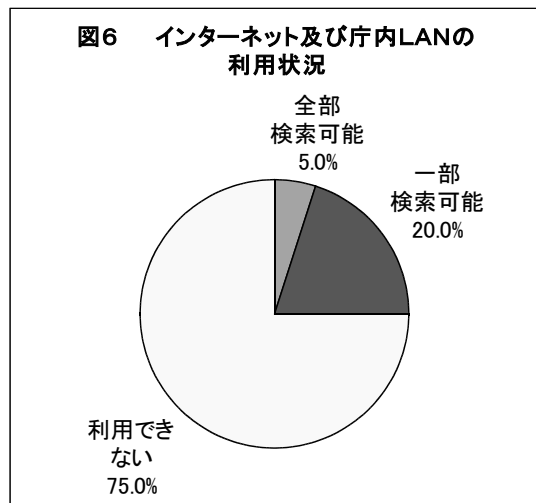
共同利用ができない主な理由は、「単独公所であること」等であった。

注) 共同利用：同じ図書を、本庁、教育庁、警察本部等にあつては課、地域振興局にあつては部相互間で利用することをいう。



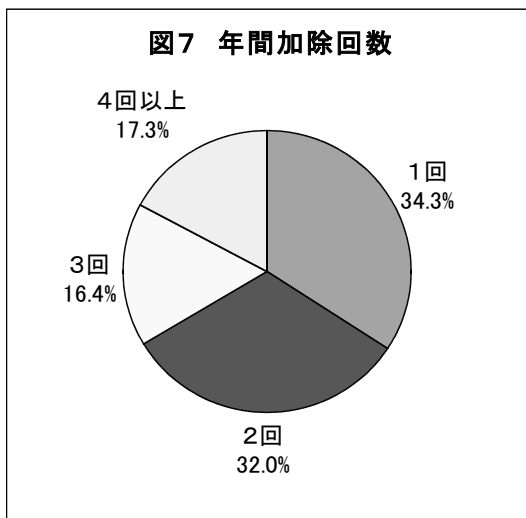
(4) 代替手段としてのインターネット及び庁内LANの利用状況

利用できない主な理由は、「必要な情報がインターネット上に公開されていない」等であった。

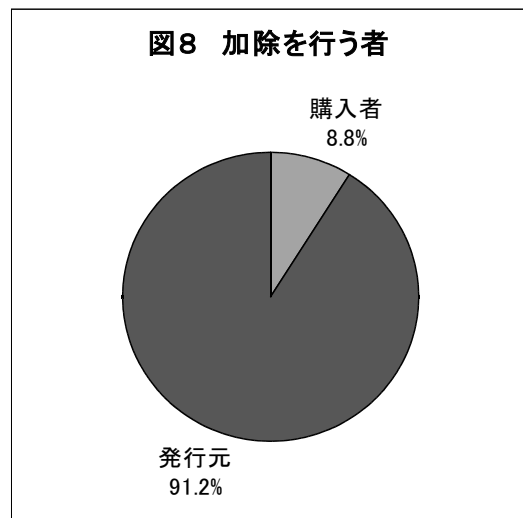


(5) 加除の状況

ア 加除の回数

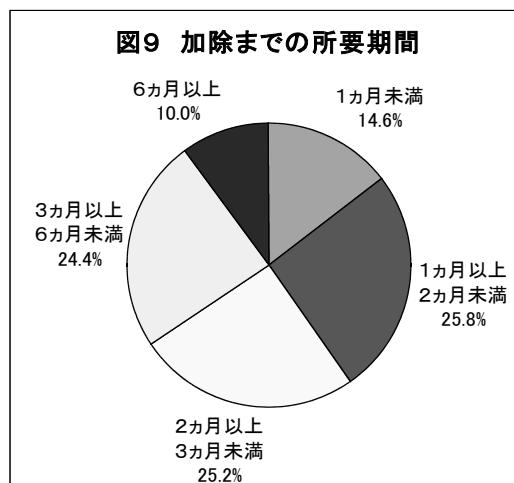


イ 加除を行う者



ウ 加除までの所要期間

注) 加除までの所要期間は、図書の台本に記載されている「内容現在日」から「加除日」(実際に加除を行った日)までの期間としたため、追録が配本されてから加除を行うまでの実際の期間とは異なる場合がある。



(6) 見直しの状況

19年度の見直しによる全機関における削減の状況は、部数で460部、金額は1,614万円であった。

これを部局別に示すと表3のとおりである。

表3 部局別削減状況

部局別	18年度(再掲)		19年度		削減割合(%)
	購入部数	購入金額(円)	削減部数	削減金額(円)	
知事公室	58	4,995,817	6	2,644,060	52.9
総務企画部	338	11,259,357	38	1,394,744	12.4
学術国際部	103	2,119,102	27	380,215	17.9
健康福祉部	228	9,245,334	84	1,372,074	14.8
生活環境文化部	113	3,298,464	11	131,328	4.0
農林水産部	209	5,447,342	11	619,198	11.4
産業経済労働部	215	5,215,770	8	79,117	1.5
建設交通部	245	7,666,952	12	90,925	1.2
出納局	48	1,188,572	10	119,290	10.0
鹿角地域振興局	112	2,423,559	2	20,050	0.8
北秋田地域振興局	319	7,513,476	8	90,343	1.2
山本地域振興局	195	8,520,011	9	56,046	0.7
秋田地域振興局	193	5,874,597	43	2,099,413	35.7
由利地域振興局	187	5,855,438	0	0	-
仙北地域振興局	156	5,477,396	1	101,745	1.9
平鹿地域振興局	205	7,844,936	64	4,395,603	56.0
雄勝地域振興局	95	3,206,597	19	310,335	9.7
議会事務局	0	0	0	0	-
人事委員会事務局	37	1,171,603	0	0	-
監査委員事務局	22	1,099,547	2	2,000	0.2
労働委員会事務局	18	557,900	0	0	-
教育庁(県立学校含む)	377	6,655,379	104	2,233,196	33.6
警察本部(警察署含む)	146	6,932,107	1	2,500	0.0
合計	3,619	113,569,256	460	16,142,182	14.2

注1) 削減部数及び金額は、18年度に購入した図書のうち、19年度に購入を削減する図書の部数及び金額である。

注2) 削減割合は、各部局の18年度購入金額に対する削減金額合計の割合である。